

## 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会 生活困窮者小口資金貸付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、生活困窮者世帯に対し、一時的な緊急事態の際に小口資金を貸付、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、早期困窮状態からの脱却と生活の安定を営めることを目的とする。

### (貸付対象者)

第2条 貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、本巢市内に在住し、他機関からの融資を受けることが困難な世帯とする。

### (資金使途)

第3条 資金の使途は、次の各号に定めるので、生活の安定を図るために必要な資金とする。

- (1) 電気、ガス、水道等、生活維持及び復旧にかかる費用
- (2) 求職活動及び就業にかかる費用
- (3) その他会長が必要と認める費用

### (貸付の限度額)

第4条 貸付の基準は、1世帯あたり20,000円を限度とする。ただし、そのうち第3条(2)にかかる費用は10,000円を限度とする。

### (借入の申込み)

第5条 借入申込者は、小口資金借入申込書（様式第1号）を提出しなければならない。その際、身分の証明できるもの（被保険者証または運転免許証の写し等）を添付しなければならない。

### (貸付の決定)

第6条 本会会長（以下「会長」という。）は、前条の申込みについて速やかにその適否を審査し、小口資金貸付承認・不承認決定通知書（様式第2号）により借入申込者に通知するものとする。

### (借用書の提出)

第7条 前条の通知書により貸付承認を受けた借入申込者は、小口資金借用書（様式第3号）を会長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(返済)

第8条 小口資金借用書に記載した返済計画に基づき返済しなければならない。

2 借入申込者は、貸付の交付を受けた日から6ヶ月以内に返済を完了しなければならない。

3 やむを得ない理由により6ヶ月以内に返済できない場合には、速やかにその旨を本会に連絡し再度返済計画を立てるものとする。

(返済猶予)

第9条 貸付金の返済の猶予を受けようとする者は、小口資金返済猶予申請書(様式第4号)を提出し、会長において審査し決定する。

(氏名・住所変更)

第10条 貸付を受けた者が氏名・住所を変更した場合には、氏名・住所変更届(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(利子)

第11条 この貸付金は、無利子とする。

(帳簿の整理)

第12条 本会は、小口資金貸付に関し小口資金貸付台帳(様式第6号)を備え、常に業務執行の状況を明確にしなければならない。

(回収不能時の処理)

第13条 貸付資金の回収期限を5年とし、以下の事由により回収不能になった場合は、会長の決裁を得て処理する。

- (1) 借受人が死亡し、相続人が債務を放棄した時
- (2) 借受人の生死が5年以上不明な場合

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、小口資金貸付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

## 小口資金借入申込書

借入申込金額	円
申込理由	
資金使途明細	<input type="checkbox"/> 生活維持及び復旧にかかる費用 ・ライフライン復旧（電気、ガス、水道） 円 ・通信費（電話代、その他） 円 ・燃料費（灯油、ガソリン代） 円 ・その他（ ） ④小計 円 <input type="checkbox"/> 求職活動及び就業にかかる費用 ・交通費（バス、電車、その他） 円 ・健康保険被保険者証 円 ・診断書 円 ・住民票 円 ・その他（ ） ⑤小計 円 合計（④+⑤） 円
返済方法	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 _____円 × _____回払い
返済期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月

上記のとおり借用したいので申し込みます。

平成 年 月 日

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会長 様

申込者 住所 本巢市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑥

連絡先 \_\_\_\_\_

( 裏 面 )

### 借 用 者 個 人 返 済 確 認 台 帳

借 入 金 額		円	
返 済 計 画		<input type="checkbox"/> 一 括 <input type="checkbox"/> 分 割 _____円×_____回払い	
返 済 期 間		平成 年 月 ~ 平成 年 月	
回 数	返 済 月 日	返 済 額	領 収 印
1	/	円	
2	/	円	
3	/	円	
4	/	円	
5	/	円	
6	/	円	

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_様

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会  
会 長 ㊟

### 小口資金貸付 承認・不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった小口資金貸付について、下記のとおり決定したので通知します。

#### 記

決定区分	承認・不承認
貸付決定金額	円
貸付期日	借用書を提出した日（平成 年 月 日）
返済方法	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 _____円 × _____回払い
返済期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
貸付利率	無 利 子
不承認の理由	

様式第3号（第7条関係）

## 小口資金借用書

借入金額	円
返済計画	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 _____円 × _____回払い
返済期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
利率	無利子

上記のとおり借用しました。つきましては、貴会の指示に従って相違なく返済する事を誓います。

平成 年 月 日

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会長 様

借受人 住所 本巢市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

連絡先 \_\_\_\_\_

様式第4号（第9条関係）

平成 年 月 日

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会長 様

借 用 者 住 所 本巢市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

連絡先 \_\_\_\_\_

### 小口資金返済猶予申請書

申 請 理 由	
変 更 前	借入金額 円
	<input type="checkbox"/> 一 括 <input type="checkbox"/> 分 割 _____円 × _____回払い 返済期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
変 更 後	借入残高 円
	<input type="checkbox"/> 一 括 <input type="checkbox"/> 分 割 _____円 × _____回払い 返済期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
支払猶予の根拠	

担当者の意見	担当者名 _____ ㊟
--------	--------------

様式第5号（第10条関係）

平成 年 月 日

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会長 様

借 用 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

### 氏名・住所変更届

小口資金を借用中のところ下記のとおり変更いたしましたのでお届けします。

変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 改姓又は改名（理由： _____ ）	
	<input type="checkbox"/> 住所変更（理由： _____ ）	
借 受 人 氏 名	変更前氏名	_____
	変更後氏名	_____
借 受 人 住 所 連 絡 先	変更前住所	_____
	連 絡 先	_____
	変更後住所	_____
	連 絡 先	_____

